



2025 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 齊
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 C F O 富 岡 さ や か
(TEL 03-5953-5200 (代表))

株式報酬制度としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 1 日開催の取締役会において、株式報酬制度としての新株式の発行（以下、「本新株発行」）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の取締役会にて株式報酬制度としての新株式の発行を決議しました（以下、「前回発行」）が、事務手続きの不備により業績連動株式報酬制度としての新株発行が失権したことから、改めて業績連動株式報酬制度としての本新株発行を行うものであります。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 8 月 20 日
(2) 発 行 新 株 数	当社普通株式 23,100 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 6,750 円（注 1）
(4) 発行価額の総額	155,925,000 円（注 2）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法 23,100 株
(6) 割 当 予 定 先	当社の業務執行取締役（退任者*を除く） 1 名 7,700 株 当社の業務執行取締役（退任者*） 1 名 12,800 株 当社の上席専務執行役員（退任者*を除く） 1 名 1,300 株 当社の上席専務執行役員（退任者*） 1 名 1,300 株 *第 78 回定時株主総会の日（2024 年 6 月 15 日）から第 79 回定時株主総会の日（2025 年 6 月 21 日）の前日までの期間において当社の業務執行取締役又は上席専務執行役員であった者のうち、第 79 回定時株主総会の日以降 2025 年 8 月 1 日現在までに当社の業務執行取締役又は上席専務執行役員の地位から退任又は退職している者です。なお、引き続き当社の役職員の地位を有している者であります。
(7) 出 資 の 履 行 方 法	金銭の払い込みによる。
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注 1） 前回発行における発行価額 6,750 円を基準として算出した発行価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、本新株発行が前回発行に代替するものであることや、本日 2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信を公表することから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮することを考慮して、2025 年 8 月 12 日（以下、「条件決定日」）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、①前回発行における発行価額 6,750 円、②2025 年 7 月 31 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 6,630 円と③条件決定日の直前取引日（2025 年 8 月 8 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、いずれか高い金額を本新株発行の発行価額として決定します。

（注 2） 実際の発行価額の総額は、発行新株数及び（注 1）により決定する発行価額により確定します。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした、当社の業務執行取締役（会社法第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役をいう。以下、同じです。）及び上席専務執行役員（以下、合わせて「支給対象者」）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度と、当社の執行役員（ただし、上席専務執行役員を除き、執行役員処遇の当社の使用人のうち当社との間で委任契約を締結している者を含む。）に対し、当社の普通株式を付与することにより、当社への帰属意識と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした、事後発行型譲渡制限付株式交付制度の株式報酬制度があります。

なお、当社は、2025 年 6 月 25 日開催の取締役会にて前回発行を決議しましたが、その一部（業績連動株式報酬制度としての新株発行分）が事務手続きの不備により失権したことに伴い、改めて業績連動株式報酬制度に基づき本新株発行を行うこととしました。

(1) 業績連動株式報酬制度の概要

業績連動株式報酬制度において、当社は、支給対象者に対して、当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とするために業績連動株式報酬として金銭を支給します。

業績連動株式報酬を当社から支給された各支給対象者は、支給対象期間（業績連動株式報酬が支給されたある事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）経過後に、当該業績連動株式報酬金額（ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下同じです。）を払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものとします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

ただし、業績連動株式報酬制度においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

業績連動株式報酬制度と譲渡制限付株式報酬制度（以下、「両制度」）においては、以下①～④を条件として当社が新たに発行又は処分する普通株式を支給対象者に割り当てます。

- ① 譲渡制限付株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1 事業年度当たり 80,000 株（以下、「譲渡制限付株式発行上限数」）とし、業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1 事業年度当たり 200,000 株（以下、「業績連動株式発行上限数」）とします。なお、ある事業年度における両制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける支給対象者（当該引受けの時点において当社の支給対象者の地位である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000 株に満たない数（以下、「対象者持株上限数」）とします。
- ② 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- ③ 両制度に基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。

- ④ 両制度に基づき割り当てられる普通株式 1 株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とし、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

今回、当社は、第 79 期事業年度における税金等調整前当期純利益(14,566 百万円)に「1-直近 3 事業年度平均実効税率-直近 3 事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率」(71.62%)を乗じた額の 3.4%以内の金銭として、支給対象者に対して業績連動株式報酬を合計 354,693,752 円支給することとし、業績連動株式報酬制度に基づき当該業績連動株式報酬金額を払込資金として新たに発行する普通株式の数を 23,100 株としました。また、譲渡制限期間は新たに発行する普通株式の払込期日から 3 年間としています。

本新株発行においては、業績連動株式報酬制度に基づき、割当予定先となる支給対象者 4 名は当社の普通株式 23,100 株について発行を受けることとなります。

(2) 業績連動株式割当契約の概要

- ① 譲渡制限期間 2025 年 8 月 20 日～2028 年 8 月 19 日

- ② 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点(当該株主について相続が開始した場合に限り株主の請求により譲渡制限期間が調整されることがあります。)をもって当該割当契約により割当を受けた当社普通株式(以下、本(2)において「本割当株式」)の全部について譲渡制限を解除します。

- ③ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、支給対象者が本割当株式の管理のために SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、支給対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

- ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為を実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、「1. 発行の概要 (注 1)」に記載のとおり、本新株発行が前回発行に代替するものである点、また、既存株主の利益への配慮という点から、①前回発行における発行価額 6,750 円、②2025 年 7 月 31 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 6,630 円と③条件決定日の直前取引日(2025 年 8 月 8 日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、いずれか高い金額を本新株発行の発行価額として決定します。

かかる本新株発行の発行価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した方法であり、また発行価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、合理的で、かつ支給対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上